

コンプライアンス規程

第1条 目的

- このコンプライアンス規程（以下「本規程」という）は、ケイスリー株式会社（以下、会社という）のコンプライアンスの取り扱いに関する事項を定め、コンプライアンスの徹底を図ることを目的とする。

第2条 定義

- 本規程におけるコンプライアンスとは、会社が行うあらゆる活動の局面において、関連する法令・条例・契約・社内規程等、明確に文書化された社会ルール（以下「法令」という）の遵守をいう。

第3条 適用範囲

- 本規程は、会社における事業活動の全てに適用する。
- 本規程は、会社の全ての役員及び従業員、その他雇用契約を締結している全ての者及び派遣社員の他、会社内において直接または間接に会社の指揮監督を受けて会社の事業活動に従事しているすべての者に適用する。

第3条 コンプライアンス推進体制

- 本規程の実施統括責任者は、「代表取締役」とする。
- 実施統括責任者は、以下の事項を行うものとする。
 - 本規程に基づくコンプライアンスに関する企画立案。
 - 本規程及びコンプライアンスに関する規程の施行に当たり必要となる通知等の立案。
 - 社内全体のコンプライアンス教育の計画立案、進捗管理及び見直し。
 - その他コンプライアンス推進に当たっての役員及び従業員への指導及び助言。
- 実施統括責任者は、「実施責任者」を置くことができる。
- 実施責任者は、実施統括責任者の行う事項を支援する。

第4条 役員及び従業員の義務

- 全ての役員及び従業員は、本規程の目的を踏まえ、誠実に法令を遵守して業務を遂行しなければならない。
- 全ての役員及び従業員は、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - 自ら法令に違反する行為

- 他の役員または従業員に対する法令に違反する行為の指示、命令、教唆または強要
 - 他の役員または従業員が法令に違反する行為を行うことの許可、承認または黙認
 - 反社会的勢力との関係及び取引行為
 - マネーロンダリング、詐欺行為
 - 人種差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びその他ハラスメント行為
 - 官民間わず汚職や贈収賄などの行為
 - 社内で知りえる顧客並びに会社の機密情報を第三者に漏えいする行為
3. 前項各号に掲げる行為を行った役員及び従業員については、就業規則等に基づく処分が課されるものとする。

第 6 条 通報

1. 全ての役員及び従業員は、他の従業員の法令違反行為、または法令違反行為を行う恐れのある者を発見した時は、速やかにその旨をコンプライアンス相談窓口へ通報しなければならない。
2. コンプライアンス相談窓口への通報は、口頭、電話、電子メール、郵便その他いずれの方法でも差し支えないものとする。
3. コンプライアンス相談窓口への通報は、匿名でも差し支えないものとする。
4. コンプライアンス相談窓口へ通報した者は、通報したことによる一切の不利益な扱いを受けることを禁止する。
5. コンプライアンス相談窓口は、「実施統括責任者」とする。

第 8 条 事実関係の調査

1. コンプライアンス相談窓口は、役員及び従業員から法令違反の通報があった時は、速やかに事実関係を調査する。
2. コンプライアンス相談窓口は、事実関係の調査に当たり、通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない。
3. コンプライアンス相談窓口は、必要に応じて、通報内容に対する対処結果を通報者へ報告する。

第 9 条 中止命令

1. 事実関係の調査の結果、法令違反であることが判明したとき、実施統括責任者は、違反者およびその所属長に対し、中止命令を出す。

第 10 条 免責の制限

1. 全ての役員及び従業員は、次に掲げることを理由として、自らが行った法令違反行為の責任を免れることはできない。
 - 法令について正しい知識がなかったこと。
 - 法令に違反しようとする意思がなかったこと。
 - 会社の利益を図る目的で行ったこと。

附則

- 本規則は、2018年3月1日より施行する。
- 本規則は、実施統括責任者が必要と認める場合にあっては、その都度見直しを行うことができる。